

## 令和2年度宇城市アスベスト含有調査事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、アスベストを含有する民間建築物の無害化を促進し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的として、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号。以下「国の要綱」という。）に基づき、補助事業を行うもの（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内でこれに要する費用の一部を補助することに関し、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国の要綱に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 補助事業 民間建築物のアスベスト含有調査を行う事業をいう。
- (2) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (3) 吹付けアスベスト等 防耐火性能、吸音性能等を確保するために、建築物の壁、柱、天井等に吹付け施工された吹付けアスベスト、吹付けロックウール及びアスベストを含有するおそれのある吹付け建築材料及び吹付け塗材をいう。
- (4) 含有調査事業 吹付けアスベスト等に係る、アスベストの含有の有無について行う定性分析及びその含有量について行う定量分析の調査をいう。
- (5) 民間建築物 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者が所有権等を有する建築物以外の建築物をいう。
- (6) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

### (補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、民間建築物の吹付けアスベスト等について、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき行う含有調査事業とする。

2 補助の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 本市の区域内に存する宇城市のデータベースに記載のある民間建築物であること。
- (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあること。

(3) この要綱又はこの要綱以外の他の補助金の交付を受けてアスベスト含有調査をしたことのない建築物であること。

3 補助の対象となるものは、前項の建築物の所有者、管理者又は共同住宅等の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条の規定に基づく管理組合をいう。）の代表者であって、市税に滞納がないものとする。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費は、含有調査事業に要する費用とし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

2 補助金の額は、市長が認める範囲内の経費（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とし、かつ、1件当たり25万円を上限とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、宇城市アスベスト含有調査事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業に関する契約を締結する日の14日前までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実施（変更）計画書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付又は不交付の決定をするものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができるものとする。

2 前項の規定に基づく補助金の交付又は不交付の決定の通知は、宇城市アスベスト含有調査事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（変更の申請等）

第7条 申請者は、申請した事業内容を変更しようとするときは、宇城市アスベスト含有調査事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業実施（変更）計画書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業を廃止しようとするときは、宇城市アスベスト含有調査事業廃止申請書（様式第5号）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請書を受理し、その内容が適当であると認めるときは、

申請者に対して宇城市アスベスト含有調査事業補助金変更（廃止）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告等）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して日から20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の1月末日のいずれか早い日までに宇城市アスベスト含有調査事業完了実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の完了に伴う検査）

第9条 申請者は、前条に定める実績報告と同時に補助事業等完了確認検査要請書（様式第8号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、申請者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、申請者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された実績報告書の内容及び前条第1項に規定する完了確認検査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、宇城市アスベスト含有調査事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の確定通知を受けた後に、宇城市アスベスト含有調査事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。第10条の補助金の額の確定通知を行った後においても、同様とする。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定に基づく補助金の交付の決定の取消しは、宇城市アスベスト含有調査事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、宇城市アスベスト含有調査事業補助金返還命令書(様式第12号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(補助金の経理)

第14条 申請者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 申請者は、市長が必要と認めるときは、前項の書類を提示しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。